

# プログラム利用許諾同意書

国立大学法人横浜国立大学（以下「甲」という。）は、下記プログラム利用規約に同意していただいた大学等の研究・教育機関又は公共の研究機関等に属する教員、研究員等又は学生（以下「乙」という。）にのみ、本プログラムの利用を許諾します。なお本プログラムをダウンロードされた場合には、下記プログラム利用規約に同意したものとします。

## プログラム利用規約

### （定義）

第1条 本規約において、本プログラムとは、次に記されたものとします。

名称：役員情報データベース構築プログラム

### （許諾する権利）

第2条 乙が本プログラムを無償で利用できる行為には、自己のための研究・教育活動において、本プログラムを実行する行為、本プログラムを複製する行為、および本プログラムを改変し実行する行為とします。

### （利用にあたっての遵守事項）

第3条 乙は、本プログラムを変更し又は他のソフトに組み込む等の行為により、改変した本プログラムを複製する場合は、そのプログラム名には本プログラムの名称及びプログラム利用許諾契約書を残し、かつ、著作権表示を行うこととします。目的の如何を問わず、本プログラムに含まれる第7条1項のオープンソースプログラムのライセンス契約書及び著作権表示を修正する行為は禁止されています。

2 論文等で本プログラムを使って構築したデータベースを用いている場合にはその旨を記載することとします。記載例は下記を参考にしてください。

記載例：役員データの構築に関しては、高須（2022）の役員情報データベース構築プログラムを利用している。

（以下の書誌情報を適切な形で表示してください。書誌情報：高須悠介，2022，「HTML データに基づく役員情報データベースの構築」『横浜経営研究』第42巻第3・4号，77-103頁。）

3 本プログラムを第三者に再利用許諾する行為、本プログラムを商業的に利用する行為は禁止します。

### （権利の帰属）

第4条 本プログラムの著作権等の権利は甲に帰属します。

### （無保証）

第5条 本プログラムは、その品質や性能あるいは実行結果について、いかなる保証もされていません。乙は自己の責任において利用することに同意することとし、もし利用することにより直接間接に関わらず損害が生じた場合（著作権その他の知的財産権上の紛争を含む）には、第三者への損害や被害の修復も含み、その結果責任は全て乙に帰することとします。

### （利用期間の甲による終了）

第6条 乙が本プログラム利用規約の条項の一に違反した場合、乙は、甲がその状態を是正するために必要と認めて行う措置（利用の停止を含む）に、無条件に従うものとします。

### （ライセンス情報）

第7条 本プログラムには、以下のオープンソースソフトウェアのプログラムが含まれています。乙はライセンス情報に記載の URL からライセンス情報を入手し当該ライセンスを遵守します。

(1) Python

ライセンス情報

<https://documentation.help/Python-3.7/license.html>

- 2 乙は、本プログラムを利用するにあたり次のオープンソースソフトウェアのプログラム（以下、「OSS」という。）を入手する必要があります。乙は下記の各 OSS のライセンス情報に記載の URL からライセンス情報を入手するとともに、各 OSS のライセンスを遵守します。

(1) BeautifulSoup

ライセンス情報

<https://github.com/akalongman/python-beautifulsoup/blob/master/LICENSE>

(2)html5lib

ライセンス情報

<https://github.com/html5lib/html5lib-python/blob/master/LICENSE>

(3) numpy

ライセンス情報

<https://numpy.org.cn/en/license/>

(4) Pandas

ライセンス情報

<https://github.com/pandas-dev/pandas/blob/main/LICENSE>

(5) Selenium

ライセンス情報

<https://github.com/SeleniumHQ/selenium/blob/trunk/LICENSE>

Apache

ライセンス情報

(6) XAMPP

XAMPP を構成する Apache

ライセンス情報

<https://apache.org/licenses/LICENSE-2.0>

以上